

○浜田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成24年9月28日規則第40号

改正 平成28年3月23日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年浜田市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第6条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第3条 条例第7条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第2号）により行うものとする。

(緊急措置の手続)

第4条 条例第9条第2項の規定により所有者等に同意を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急措置の実施概要
- (2) 緊急措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する事項について、所有者等と同意したときは、緊急措置の実施に係る同意書兼協定書を締結する。

(過料処分通知書)

第5条 市長は、条例第12条の規定により過料に処するときは、過料の処分を受ける者に空き家等の適正管理に関する過料処分通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長 印

空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、浜田市空き家等の適正管理に関する条例第 2 条第 2 号に規定する危険な状態にあるため、同条例第 6 条の規定により当該危険な状態を解消するための措置を講ずることについて次のとおり勧告します。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造及び規模
- 3 措置勧告期限
- 4 空き家等の状況及び該当する危険な状態
- 5 指導事項

様式第2号（第3条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長 印

空き家等の適正管理に関する命令書

あなたが所有（管理）する次の空き家等については、 年 月 日付け浜田市指令 第 号で空き家等の危険な状態を解消するための措置を講ずるよう勧告しましたが、いまだ措置が講じられていないので、浜田市空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定に基づき、次の措置を講ずるよう命じます。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造及び規模
- 3 措置命令期限
- 4 空き家等の状況及び該当する危険な状態
- 5 命ずる措置

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表とする者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号（第 5 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長 印

空き家等の適正管理に関する過料処分通知書

浜田市空き家等の適正管理に関する条例第 12 条の規定により、金 円
の過料の支払いを命じます。ついては、別に交付する納入通知書により上記
金額を納付してください。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造及び規模
- 3 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った
日の翌日から起算して 3 月以内に、浜田市長に対して審査請求をすること
ができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して 6 月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表と
する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対
する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分
の取消しの訴えを提起することができます。